

設計価格を算定する際の端数処理の取扱いが変わります！

1 改定内容

下水道局が発注する機械設備工事及び電気設備工事並びにこれらに係る業務委託における設計価格を算定する際の端数処理の取扱いを改定します。

○工事価格（消費税抜き）

改定前

工事価格	端数処理
10億円以上	10万円止めとして、以下切捨て
1億円以上10億円未満	10万円止めとして、以下切捨て
1千万円以上1億円未満	10万円止めとして、以下切捨て
1千万円未満	1万円止めとして、以下切捨て



改定後

工事価格	端数処理
1千万円以上	上位4桁止めとして、以下切捨て
1千万円未満	千円止めとして、以下切捨て

○業務価格（消費税抜き）

改定前

業務価格	端数処理
10億円以上	10万円止めとして、以下切捨て
1億円以上10億円未満	10万円止めとして、以下切捨て
1千万円以上1億円未満	10万円止めとして、以下切捨て
1千万円未満	1万円止めとして、以下切捨て



改定後

業務価格	端数処理
金額問わず	千円止めとして、以下切捨て

2 適用日

令和6年10月1日以降に設計積算するものから、適用します。

3 その他

この取扱いによる最低制限価格制度実施要領及び低入札価格調査制度実施要領の変更はありません。